

医療法人亀田病院
女性活躍推進法に基づく行動計画

「女性活躍推進法」の制定に伴い、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

2. 内 容

病院の人材を効率的に活用していくため、病院管理者をはじめ、各部署の長が先頭に立って、職員が働きやすい職場環境を整えながら、女性職員を積極的に登用するなど、女性活躍の取組を進めていきます。

目標1 管理職に占める女性労働者の割合(45.7%)を50%以上にする。

【取組内容】

- ①平成29年4月までに、職員の積極的・公正な育成・評価に向けた上司とのヒアリングを実施する。更に、女性職員との面談において、意欲・能力のある職員の発掘に努める。
- ②平成29年4月までに、管理職養成等を目的とした研修等の情報収集を行い、管理職育成を目的とした外部研修に職員を参加させる。
- ③平成29年4月以降、実績の評価と振り返り。

目標2 平均継続勤務年数、女性平均11.9年・男性平均10.6年を基準に更なる職員の勤続年数の向上を目指す。

【取組内容】

- ①平成29年4月に職員満足度調査の継続実施。
 - ・平成28年職員満足度調査の実施内容を再検討する。
 - ・法人相談窓口による分析・検討。
 - ・平成29年4月以降、毎年調査結果をフィードバックし、実績の評価と振り返り。

目標3 妊娠、出産、育児及び介護等の事由により、女性職員が退職することなく、継続して就労できるようにする。

また、育児休業、産前産後休暇の取得率を現状維持（100%）する。

【取組内容】

- ①平成29年3月までに、出産・育児・介護休業等、法人内各施設の管理職、事務担当者に対し制度の周知を目的とした研修を実施する。以降、新任の管理職に対し継続して研修を行う。
- ②平成29年3月までに、法人内各施設に1人以上の制度及び手続関係の相談窓口を設置し、職員に周知する。
- ③平成29年4月以降、実績の評価と振り返り。
- ④出産・育児・介護休業等に伴う、退職者の実態を毎年把握する。

当法人における女性の活躍の現状に関する情報公開（平成27年度実績）

- 1 採用した労働者に占める女性労働者の割合：正職員 81.3%（厚生労働省推進 20%以上）
非正職員 85.4%
- 2 勤続年数の男女差：112.3%（厚生労働省推進 70%以上）
- 3 管理職に占める女性労働者の割合：45.7%（厚生労働省推進 20%以上）
- 4 労働者の一月当たりの平均残業時間：正職員 1.6 時間（厚生労働省推進 45 時間未満）
非正職員 0.8 時間